

○議案第 18 号 守口市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、さきの 2 議案の報告で申し述べましたとおり、行政不服審査法が改正され、同法を準用している地方税法における固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出等の手続きに係る規定について、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。